

宅 地 開 発 協 定 書

第 号

吉川市（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）とは、下記のとおり協議が成立したので、吉川市まちづくり整備基準条例第26条第1項の規定により、この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上それぞれ1通を所持する。

記

☆土地の所在地番	吉川市			☆地目	
	(街区・画地)				
予定建築物等	☆用途		☆開発面積	m ²	
			計画戸数	区画戸	
	☆利用目的	自己用・非自己用・自己の業務用	階数	階	
	工事種別	新築・改築・増築	高さ	軒高	m
最高の高さ				m	
計画内容	別添のとおり				

乙は、事業者が変更になる場合は本協定書を新たな事業者に引き継ぐものとし、宅地開発地位承継届を提出する。

令和 年 月 日

甲 住 所 吉川市きよみ野一丁目1番地
吉川市長 中原 恵 人 印

乙 住 所
氏 名 印

宅地開発協定書添付書類一覧表

- 1 案内図
- 2 公図の写しの写し、区画整理事業地内の場合は仮換地証明書の写し
- 3 土地利用計画図
- 4 平面図、立面図
- 5 公共公益施設構造図（条例第2条第6号に掲げるもの）
- 6 その他（市長が必要と認める書類）
（例）要請のあった書面や図面等
協議で添付を求められた図面等

記載事項（記入例）

- 乙は、開発許可通知及び適合証明を受けた後、建築確認申請をする。
- 〃 建築許可通知及び適合証明を受けた後、建築確認申請をする。
- 〃 適合証明を受けた後、建築確認申請をする。
- 〃 開発許可通知を受けた後、建築確認申請をする。

- 乙は、開発許可申請までに、市道敷寄付申込をする。
- 〃 建築許可申請までに、市道敷寄付申込をする。
- 〃 適合証明申請までに、市道敷寄付申込をする。
- 〃 宅地開発協定書締結までに、市道敷寄付申込をする。
- 〃 農地転用許可申請までに、市道敷寄付申込をする。
- 〃 農地転用届出までに、市道敷寄付申込をする。

- 乙は、地区計画の届出をする。
- 〃 開発行為に伴い新設される公共公益施設について、都市計画法第32条に基づき別途協議書を締結する。
- 乙は、敷地内に電柱を移設する。
- 〃 道路法第24条、第32条の申請をする（必要な場合）。
- 〃 吉川市公共物管理条例第4条第1項の申請をする。
- 〃 資材運搬計画届を提出する（必要な場合）。
- 〃 新設ごみ集積所を適正に管理する。

- （駐車場、資材置場の場合）
- 乙は、農地転用許可申請をする。
- 〃 農地転用届出をする。
- 〃 建築物を建築しない。